

〔読み〕

賣渡申家之事

長四間半

一賣家老軒

但 襖老枚

横式間

連子一口障子共二

尤西ノ方ハ練堀限り柱ハなし

此代七五銭 六拾目

右之通賣渡 代錢書面之通 慥ニ受取申所也 実正也、然ル上右家之義ニ付、已来少も相障り候也之義無之候 為其賣手形 仍而如件、也

賣主

文化二年

太吉（黒印）

丑十一月

五人与惣代

次四郎（黒印）

武平殿

外二 右家床上畑拾五歩、貴殿住居之内貸シ渡、定米也三升五合ツ、年々御手形ニ而相納、此方へ入可被申候、也然ル上ハ貴殿住居之内ハ、此方違乱申間敷候、已上、也

年号

月日 右同断

地主

太吉（黒印）

武平殿

〔読み下し〕一部

売り渡し申す家の事

一売り家老軒 長さ四間半 横式間

但 板戸三枚 襖老枚 連子一口障子共に

尤 西の方は練り堀限り柱はなし

この代七五銭 六拾目

右の通り売り渡し、代錢書面の通り慥に受け取り申す所実正也、然る上は右家の義に付、已来少しもあい障り候の義これなく候、その売り渡し手形として、仍て件の如し（後略）

〔1〕の証文から見えてくる〔2〕

売り渡した家はたて四間半(8.1m)、横一間(3.6m)ですから、畳一八畳の広さです。部屋の建具ともに売り渡していますが、その建具は板戸三枚 襖一枚、連子窓(れんじ)に障子(細い板や竹を狭い間隔で並べた窓の内側に障子を立てた窓)です。その建坪と建具の少なさから見ても、ごく簡素な家であると思われれます。さらに西の方は堀にせつして建てられています。

す。この坪数をこの建具でどのように住みなしていたものでしょうか。間取り図を考えてみても、この建具ではなかなか間取り図ができず難問です。

そして売値です。「七五銭六拾目」となっています。「七五銭」とは、その領内(ここでは時枝領)で定められた銀一匁との交換レートです。つまり銀一匁 $\parallel$ 七五文と定めているようです。これを「錢匁勘定」と呼ぶそうです。この錢匁勘定の交換レート各領で異なり天領日田では「一九文」肥後熊本藩では「四〇文」などとなっています。

銀一匁 $\parallel$ 七五銭で六〇目(匁)と考えますと錢に換算すると75 $\times$ 60となりますから、四五〇〇文ということになります。江戸時代平均で一兩が四千文と考えますと、売値一兩二朱ということになります。簡素な家にしても、家一軒売り払った値段としては安すぎるような気がします。間違いがあつたらご教示ください。

もう一つの証文は田と畠を十年期限で質に入れ二十匁と米二斗二升を借りた証文です。時代は元禄三年(1696)です。戦乱の世が終わり世が終わりに、ようやく元禄太平の世を迎えた頃です。しかし善光寺付近も黒田から細川、そして小笠原と領主がかわってきています。そのような時代背景をうかがわせる言葉が、この証文には見られます。



拡大した部分は「縦御国替いか様御徳せい御座候共・・・」と書かれています。「少も相違有間敷」と続き、大意は「(領主)の国替や徳政(借金・質入など債務を免除する命令)があつても(この証文の約束は)少しも相違ありません。」ということですが、この頃はまだ「国替」あるいは「徳政」などがまた証文に書き入れられるほど具体的であった、ということでしょう。事実この八年後、善光寺付近は旗本小笠原氏の領地となっています。

証文 拡大

